

令和5事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（宮崎県版）

令和6年12月

熊本国税局

○ 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

○ 選定にA I等を活用するなど、効率的に調査等を行った結果、申告漏れ所得金額及び追徴税額の総額は過去10年間で最高を記録

- ・ 「実地調査」の非違件数、1件当たりの申告漏れ所得金額及び1件当たりの追徴税額は増加
- ・ 「簡易な接触」の1件当たりの申告漏れ所得金額及び1件当たりの追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、3,293件（前事務年度3,399件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は1,649件（同1,927件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、255件（同264件）。うち、特別調査・一般調査が219件（同203件）、着眼調査が36件（同61件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、3,038件（同3,135件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、48億7千3百万円（同33億6千2百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、26億5千6百万円（同21億9千万円）。うち特別調査・一般調査によるものは25億6千万円（同21億4千万円）、着眼調査によるものは9,500万円（同5,000万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、22億1千7百万円（同11億7千2百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、6億5千2百万円（同4億9千3百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、4億7千万円（同4億1百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは4億5千9百万円（同3億9千5百万円）、着眼調査によるものは1,100万円（同600万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、184万円（同152万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、1億8千1百万円（同9,200万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目			実地調査						簡易な接触		調査等合計			
			特別・一般		着眼		計							
				対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		
調 査 等 件 数			件	203		61		264		3,135		3,399		
				219	107.9%	36	59.0%	255	96.6%	3,038	96.9%	3,293	96.9%	
申告漏れ等の 非 違 件 数			件	180		15		195		1,732		1,927		
				197	109.4%	21	140.0%	218	111.8%	1,431	82.6%	1,649	85.6%	
申告漏れ 所得 金 額			万円	213,976		5,044		219,020		117,212		336,232		
				256,038	119.7%	9,548	189.3%	265,586	121.3%	221,669	189.1%	487,255	144.9%	
追 徴 税 額	本 税		万円	32,451		532		32,983		8,993		41,976		
				38,015	117.1%	991	186.3%	39,006	118.3%	17,867	198.7%	56,873	135.5%	
	加 算 税		万円	7,065		79		7,144		160		7,304		
				7,900	111.8%	120	151.9%	8,020	112.3%	269	168.1%	8,290	113.5%	
計			万円	39,516		611		40,127		9,153		49,280		
				45,915	116.2%	1,112	182.0%	47,027	117.2%	18,136	198.1%	65,163	132.2%	
一 件 当 た り	申告漏れ 所得 金 額		万円	1,054		83		830		37		99		
				1,169	110.9%	265	319.3%	1,042	125.5%	73	197.3%	148	149.5%	
	追 徴 税 額	本 税	万円	160		9		125		3		12		
					174	108.8%	28	311.1%	153	122.4%	6	200.0%	17	141.7%
		加 算 税	万円	35		1		27		0.1		2		
					36	102.9%	3	300.0%	32	118.5%	0.1	100.0%	3	150.0%
計			万円	195		10		152		3		15		
				210	107.7%	31	310.0%	184	121.1%	6	200.0%	20	133.3%	

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である。
3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

（参考）譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、88件（前事務年度50件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、75件（同45件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、6億3千8百万円（同3億8千5百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項 目	事務年度等	4 事務年度	5 事務年度	対前年比
①		件	件	%
調 査 等 件 数		50	88	176.0
	土地建物等	48	81	168.8
	株式等	2	7	350.0
②		件	件	%
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数		45	75	166.7
	土地建物等	44	69	156.8
	株式等	1	6	600.0
③		%	%	ポイント
非 違 割 合 (② / ①)		90.0	85.2	▲ 4.8
	土地建物等	91.7	85.2	▲ 6.5
	株式等	50.0	85.7	35.7
④		万円	万円	%
申 告 漏 れ 所 得 金 額		38,453	63,824	166.0
	土地建物等	38,267	60,263	157.5
	株式等	186	3,561	1,912.5
⑤		万円	万円	%
1 件 当 た り 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (④ / ①)		769	725	94.3
	土地建物等	797	744	93.3
	株式等	93	509	546.4

（注）1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 計表内の計算は四捨五入前の計数を使用している。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 消費税については調査等合計の追徴税額の総額は高水準

- ・ 「実地調査」の1件当たりの追徴税額は増加
- ・ 「簡易な接触」による調査等件数及び非違件数は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、1,707件（前事務年度941件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は873件（同608件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、150件（同193件）。うち、特別調査・一般調査が132件（同145件）、着眼調査が18件（同48件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、1,557件（同748件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、2億1千6百万円（同2億6千9百万円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、1億4千9百万円（同1億7千8百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは1億4千7百万円（同1億6千6百万円）、着眼調査によるものは200万円（同1,200万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、100万円（同92万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、6,700万円（同9,100万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着 眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調 査 等 件 数	件	145		48		193		748		941	
		132	91.0%	18	37.5%	150	77.7%	1,557	208.2%	1,707	181.4%
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	127		35		162		446		608	
		113	89.0%	15	42.9%	128	79.0%	745	167.0%	873	143.6%
追 徴 税 額	本 税	13,426		898		14,324		8,797		23,121	
		11,914	88.7%	115	12.8%	12,029	84.0%	6,591	74.9%	18,620	80.5%
	加 算 税	3,194		291		3,484		332		3,817	
		2,830	88.6%	66	22.7%	2,896	83.1%	130	39.2%	3,027	79.3%
	計	16,620		1,189		17,809		9,129		26,937	
		14,745	88.7%	181	15.2%	14,925	83.8%	6,722	73.6%	21,647	80.4%
一 件 当 た り	本 税	93		19		74		12		25	
		90	96.8%	6	31.6%	80	108.1%	4	33.3%	11	44.0%
	加 算 税	22		6		18		0.4		4	
		21	95.5%	4	66.7%	19	105.6%	0.1	25.0%	2	50.0%
	計	115		25		92		12		29	
		112	97.4%	10	40.0%	100	108.7%	4	33.3%	13	44.8%

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。